

## 第9回大空町農業委員会総会議事録

令和6年2月20日 第9回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	6番 渡邊恵二	7番 小川一浩
8番 福田英信	9番 福田重幸	11番 増子昭雄
12番 真鍋剛	13番 佐々木経一	14番 森英章
15番 仲西政克	16番 高橋敬義	18番 追分敏行
19番 岡本シゲ子	20番 遠藤哲也	21番 佐野一義
22番 先崎教之	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

#### (2) 欠席者

5番 児山高	10番 佐久間仁	17番 小里昭博
--------	----------	----------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
主事 中村遥樹		

第9回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第9回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員会憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、雪の降る中、またお忙しい中、第9回大空町農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。</p> <p>16日に大空町の農業を考える会へ出席された委員の皆様、どうもご苦労さまでした。講師として中央会前代表理事会長小野寺様より、ご自身の経験を踏まえた上での学ぶことの多い講演会だったと思っております。来年は農業委員会が主催となり、学習会を開催する運びとなっておりますので、よりよい学習会を行いますよう、皆様にご協議・ご協力していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>温かい日が続いておりましたが、また今日は冬に逆戻りするような天候となりまして、明日から冷え込みが激しく厳しくなる予報となっておりますが、すでに玉葱の播種が始まり、これからビートハウスの準備・播種、融雪剤の散布等の作業が始まり、皆様お忙しくなっておりますが、お身体に気を付けて、事故などのないようご祈念申し上げます。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>1月30日開催の第8回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第9回農業委員会総会を開催いたします。</p>

	(午後 3 時 0 5 分)
石川局長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局。</p> <p>ただいまの出席委員は、21名であります。 児山委員、佐久間委員、小里委員が欠席となっております。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計25件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、23番丹羽真治委員、1番斎藤宏幸委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和6年2月20日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b> この件につきましては、経営継承に係る案件でございます、図面につきましては省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番から 7 番までについて、譲渡人が同一で すので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番から 7 番朗読】</b> 2 番から 7 番までの案件につきましては、財務局の用地払い下げに 伴い売買を行う新規案件となっております。図面につきましては、1 ページから 6 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 なお、全て農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していな いことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用 形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番から 7 番までについて質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号所有権移転関係2番から7番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和6年2月20日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  番号1番から10番までの案件につきましては、第2地区の農地更新案件となっており、2月9日と15日にあわせん会を実施しております。全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。なお、更新案件ですので、図面は省略しております。ご了承ください。 それでは1番から説明いたします。
石田会長	<b>【議案第2号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b> これらの案件につきましては、更新案件となります。 以上です。
委員	(なしの声)
石田会長	これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番及び2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	<b>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</b> この件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番及び5番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	<b>【議案第2号利用権設定関係4番及び5番朗読】</b> これらの案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係4番および5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係4番及び5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	<b>【議案第2号利用権設定関係6番朗読】</b> この件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係7番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	<b>【議案第2号利用権設定関係7番朗読】</b> この件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第2号利用権設定関係7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係8番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係8番朗読】</b> この件につきましても、更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係8番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係9番及び10番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係9番及び10番朗読】</b> これらの案件につきましても、更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係9番及び10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係9番及び10番について採決し</p>



委員	<p>ます。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 1 1 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 1 番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、更新案件となります。図面につきましては省略をさせていただいておりますのでご了承下さい。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 1 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 1 2 番及び 1 3 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 2 番及び 1 3 番朗読】</b></p> <p>これらの案件につきましても、更新案件となります。図面につきましては、省略をさせていただいております。</p> <p>なお、全て農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に全て適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより利用権設定関係 1 2 番及び 1 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 2 番及び 1 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番及び 2 番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 6 年 2 月 2 0 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第 3 号所有権移転関係 1 番及び 2 番朗読】 1 番及び 2 番につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。どちらも 1 月の総会において、買入協議の要請について議決をいただいております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号所有権移転関係 1 番及び 2 番について採決します。

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番から3番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第3号利用権設定関係1番から3番朗読】</b></p> <p>1番と2番の案件につきましては、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件となります。今後の一時貸付農家である〇〇さん、〇〇さんへの貸付分に係るものでございます。</p> <p>3番につきましては、経営者が変更したことに伴いまして、農業公社と再度賃貸を結びなおす案件でございます。</p> <p>ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番から3番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係1番から3番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
仙石主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年2月20日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>

石田会長 委員 石田会長	<p>【報告第1号朗読】 以上です。</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p>(午後3時40分終了)</p>
--------------------	---